

令和5年9月定例会

文教厚生委員会説明資料
(その2)

病 院 局

目 次

I 提出予定案件	3
1 病院事業会計	3
(1) 令和5年度徳島県病院事業会計補正予算	3
2 その他の議案等	5
(1) 令和4年度徳島県病院事業会計決算の認定について	5
(2) 令和4年度決算に係る資金不足比率の報告について	6

I 提出予定案件

1 病院事業会計

(1) 令和5年度徳島県病院事業会計補正予算

ア 業務の予定量

(単位：千円)

区 分		中央病院		三好病院		海部病院		本 局		計	
		補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
主要な 建設改良 事業	病院増改築工事費	84,707	289,707	0	0	0	0	0	0	84,707	289,707

イ 資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	補 正 予 定 額 の 内 訳			
款	項	目				中央病院	三好病院	海部病院	本 局
1		資本的収入	5,845,432	205,000	6,050,432	205,000	0	0	0
	1	企業債	794,000	205,000	999,000	205,000	0	0	0
		1 企業債	794,000	205,000	999,000	205,000	0	0	0

支 出

(単位：千円)

科 目			既決予定額	補正予定額	計	補 正 予 定 額 の 内 訳			
款	項	目				中央病院	三好病院	海部病院	本 局
1		資本的支出	7,076,056	205,000	7,281,056	205,000	0	0	0
	1	建設改良費	824,079	205,000	1,029,079	205,000	0	0	0
		1 病院増改築工事費	84,707	205,000	289,707	205,000	0	0	0

ウ 企業債

(7) 変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
病院整備事業	794,000	999,000
計	794,000	999,000

エ 継続費

(7) 新規

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	県立中央病院本館棟機能強化事業	1,750,000	5	200,000
				6	700,000
				7	750,000
				8	100,000

2 その他の議案等

(1) 令和4年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和4年度徳島県病院事業会計の決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

(2) 令和4年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県病院事業会計	— %

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳監第2030号
令和5年9月5日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

徳島県監査委員
徳同
同同
同同

岡鹿大井立
崎山寺下川
悦公健泰了
夫弘司憲大

令和4年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

資金不足比率審査意見書

第 1 監査等の種類

資金不足比率の審査

第 2 審査の対象

令和 4 年度徳島県特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審査の着眼点

- ・提出された資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか
- ・その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか

第 4 審査の実施内容

審査に当たっては、徳島県監査基準（令和 2 年 3 月 6 日徳島県監査委員告示第 1 号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金提出納検査の結果に基づいて実施した。

第 5 審査の結果及び意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、い
ずれも法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
今後とも経営の健全化に努められたい。

会 計 名	令和4年度 資金不足比率	経営健全化基準
徳島県港湾等整備事業特別会計	— %	20 %
徳島県病院事業会計	—	20
徳島県電気事業会計	—	20
徳島県工業用水道事業会計	—	20
徳島県土地造成事業会計	—	20
徳島県駐車場事業会計	—	20
徳島県流域下水道事業会計	—	20

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と記載した。